

## 政治団体イシゴウチ規約

### 第1条（名称・所在地）

本会は、政治団体イシゴウチと称し、主たる事務所を広島市におく。

### 第2条（目的）

本会は、民主主義の理念に基づき、住みよい日本の実現のために必要な政治活動を行うことを目的とする。

### 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 研究会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

### 第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同する者を会員とする。

### 第5条（役員）

本会は次の役員をおく。

- 代 表 1名
- 副代表 2名
- 幹 事 若干名
- 会計責任者 1名
- 会計職務代行者 1名

### 第6条（役員を選出及び任期）

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

### 第7条（会議）

- 1 代表は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 代表は、必要に応じ役員会を招集する。

### 第8条（経費）

本会の経費は、会費2,000円（月額）、寄附金その他の収入をもって充当する。

### 第9条（会計年度及び会計監査）

本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

### 第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

### 第11条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

### 附 則

本規約は、令和7年2月5日より実施する。